相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市椎津二二四番地、最後の住所静岡県伊東市中央町一三番三一号
被相続人　亡　藤島　義一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十五日
静岡県沼津市共栄町一四番地の三福信第二ビル一階　ひとすぎ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　一杉　泰博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中村区西米野町一丁目八〇番地、最後の住所愛知県名古屋市中村区西米野町一丁目八〇番地太閤ローポ三階三〇三号
被相続人　亡　高田トキコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十五日
愛知県名古屋市中区丸の内三丁目一七番一三号ＣＲＤ丸の内五階名古屋ユナイテッド・パートナーズ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　丹羽　靖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区島之内二丁目二〇番地、最後の住所大阪市此花区西島一丁目二番一一一三〇六号
被相続人　亡　芦田　裕之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十五日
大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目五番一〇号アイケイビル三階　密総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　密　克行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県吉野郡大淀町大字下渕一一四四番地、最後の住所兵庫県宝塚市仁川北三丁目二番六号
被相続人　亡　新井キヨヒ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十五日
兵庫県川西市小戸二丁目六番一一号
相続財産管理人　高見　昌宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市北区西大池二丁目六番、最後の住所神戸市北区有野町有野一六八二番地の五
被相続人　亡　五百藏得二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十五日
神戸市北区南五葉一丁目三番一九号　シャトータカラ二〇五号
相続財産管理人　宮家　史子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県平戸市根獅子町一〇七六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　平田　彌藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十五日
事務所長崎県平戸市築地町五一〇番地　法テラス平戸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岩谷　健作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県下益城郡美里町馬場一一三一〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　福田ロズヘ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月二十五日
事務所熊本市南区田迎二丁目四番五号
相続財産管理人　司法書士　川本　俊六

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年一月二十五日
一　墳墓等所在地　京都府宇治市宇治米坂二七番地
一　墳墓等の名称　米坂墓地
一　死亡者の本籍及び氏名　不詳
一　改葬を行おうとする者　京都府宇治市宇治一番九〇　米坂墓地管理委員会　代表者　田中常次

公示送達

小野市黒川西土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項及び第五項の規定により仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので同法第百二十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者
住所　兵庫県小野市黒川町九四番地
氏名　有限会社住本鉄工所

二、通知の内容
仮換地指定通知、位置図、仮換地図

以上

なお、右記の通知内容については兵庫県小野市黒川町八〇番地八の小野市黒川西土地区画整理組合掲示場に掲示してあります。

平成二十五年一月二十五日
兵庫県小野市王子町八〇六番地一
小野市黒川西土地区画整理組合
理事長　高本　進

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年1月25日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ワイズビルマネジメント　②東京都知事(2)83817　③代表取締役　松田義昭　④東京都港区南青山五丁目１番10号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区南青山五丁目１番10号　株式会社ワイズビルマネジメント　代表取締役　松田義昭

①株式会社新日鉄都市開発　②国土交通大臣(13)336　③代表取締役　正賀晃　④東京都中央区日本橋一丁目13番１号　⑤5000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区南青山一丁目15番５号　新日鉄興和不動産株式会社　代表取締役　成川哲夫

①大東建託株式会社　②国土交通大臣(8)3293　③代表取締役　三鍋伊佐雄　④東京都港区港南二丁目16番１号　廃止した従たる事務所　愛知県津島市今市場町３丁目47番地１―107号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区港南二丁目16番１号　大東建託株式会社　代表取締役　三鍋伊佐雄

①株式会社ヒロキ土地開発　②福井県知事(1)第524号　③廣木克義　④福井市左内町１―８　⑤1000万円　⑥福井県知事　⑦福井市左内町１―８　株式会社ヒロキ土地開発　廣木克義

①株式会社中根組　②愛知県知事(2)19511　③代表取締役社長　田中德秋　④愛知県岡崎市上六名町字木ノ座３番地　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県岡崎市上六名町字木ノ座３番地　株式会社中根組　代表取締役社長　田中德秋